2020年６月10日

株　主　各　位

第８期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

当社は、第８期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の体制及び方針」並びに「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきまして、法令及び定款第15条の規定に基づき、2020年６月２日（火）からインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.astmax.co.jp）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

会社の体制及び方針	１～６頁
連結株主資本等変動計算書	７頁
連結計算書類の連結注記表	８～22頁
株主資本等変動計算書	23頁
計算書類の個別注記表	24頁～28頁

アストマックス株式会社

会社の体制及び方針

＜業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要＞

当社は、2012年10月１日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2013年４月24日、2015年４月22日、2016年３月23日、2018年３月28日及び2020年３月25日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

当事業年度末現在の基本方針の内容は以下のとおりであります。

１．　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させる。

(2)「コンプライアンス規程」を制定し、取締役による法令等の違反行為を禁止事項と規定する。併せて、これに違反した取締役に対する制裁規定を明文化する。

(3) 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証する。

２．　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保存・取扱規程」及び「稟議規程」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、取締役及び監査役が適切に保存された情報を常時閲覧できる体制を構築する。

３．　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険の管理に関する規程として「リスク管理規程」を制定し、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因に対する管理方針と体制を整備する。

(2) 業務執行から生じるリスクを認識し、新たに生じることが予想されるリスクを検討した上で、経営の安全性を確保しつつ、株主価値の極大化を追求するために、取締役会が承認し、かつ統制された範囲でリスクをとることをリスク管理の基本理念とする。

4．　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例取締役会を毎月１回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(2) 取締役会を補強する会議としてグループ幹部会議（２部制とし、第１部において重要事項の審議、取り進め方針の審議、取締役会付議事項の事前打ち合わせ及び情報共有、第２部においてグループ事業全般に係る基本方針、新規事業参入等に関する審議、機密事項の審議、グループ幹部人事及び組織・制度改定等の審議を行う。)を週１回程度、グループ戦略会議（予算案及びその見直し案の策定のための討議及び社長への具申）を年２回、開催する。また、定例取締役会開催前に、当該定例取締役会付議予定の議案等に関し、議案説明及び質疑応答等の場として、社内外の役員が参加するグループ経営会議を開催する。

(3) 取締役の指名・報酬に関する透明性を高めることを目的として、社外役員を含めた任意の指名・報酬諮問委員会を年１回以上開催する。

5．　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)「コンプライアンス規程」を制定するとともに、法令等からの逸脱行為の発生を未然に防止し、問題が発生した場合には、直ちに是正できる社内体制を構築する。また、コンプライアンスに関する報告及び内部通報の体制を構築する。

(2)「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、従業員が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させる。

(3)「コンプライアンス規程」に違反した従業員に対する制裁規定を明文化する。

6．　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

「関係会社管理規程」を制定し、関係会社の決議事項及び業務の執行状況等の報告を受ける体制、及び、関係会社の重要な経営判断について事前に打合せを受ける体制を構築する。

ｂ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要な子会社は、リスク管理に係る規程を定めて自らリスク管理を行い、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告する体制を構築する。

c）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な子会社は、決裁権限に関する規程を定めて自らの業務を効率的に遂行し、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告する体制を構築する。

d）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象とし、業務・会計両監査面において、その業務の適正性を把握する。

(2) 監査役会は、当社に加え、関係会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織を置く。

8. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、当該使用人の所属部室長等の指揮命令を受けないこととする。

9. 当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

実効性を確保するために、取締役及び当該使用人の所属部室長は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員の業務が円滑に行えるように協力することとする。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

「監査役監査基準」に基づき、監査役は、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役または従業員から定期的に求めることとする。また、監査役が取締役会その他重要な会議へ出席機会を確保する。取締役及び従業員等から情報を受領できる体制を整え、取締役及び従業員が監査役に報告するための体制を確立する。

11. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(1)「監査役監査基準」に基づき、監査役は、取締役及び使用人等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧することとする。

(2)「監査役監査基準」に基づき、監査役は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査役、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図ることとする。

(3)「監査役監査基準」に基づき、監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があると認めたときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査することとする。

12. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「監査役監査基準」に基づき、内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン制度）が有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。コンプライアンス・ホットライン制度には報告者が不利益な取扱いを受けないような規定を整備する。

また、内部通報システムを利用しない報告等については、仮に監査役その他内部通報システムにおける被報告者以外の者が報告を受けた場合でも、情報提供者が特定されないような方策を講じるなど、情報提供者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

13. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役監査基準」に監査費用に関する規定を設けており、費用について会社に償還を請求できることとする。

14. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」を定め、監査役会は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の実施における環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることを規定する。

15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力に対する基本方針」を定めて、反社会的勢力による不当要求に対して毅然とした態度で対応し、取引関係を含めた一切の関係を遮断することとする。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．　コンプライアンス体制について

「コンプライアンス・マニュアル」の遵守につき、当社の役員及び使用人の全員から誓約書を提出させております。

内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン制度」を規定し、コンプライアンス上問題のある行為等について、直接内部監査室長または外部の第三者窓口に報告できる制度を設けております。

その他に、毎期初に定めている「コンプライアンス・プログラム」に基づいて、今期は「情報セキュリティ」及び「時間外勤務」に関する社内セミナーを開催いたしました。

2．　リスク管理体制について

リスク管理規程に基づき、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因に対する管理方針と体制を整備しております。

3．　取締役の職務の執行について

定例取締役会を毎月１回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

取締役会を補強する会議として経営会議を週１回程度、グループ戦略会議を年２回、開催しております。なお、取締役会を補強する会議として、直近の基本方針の改定で新たに含んでおります「グループ幹部会議」及び「グループ経営会議」については、2020年1月度より順次開催しております。

4．　監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

また、「監査役監査基準」に基づく監査役への報告体制の整備、「監査役会規程」に基づく代表取締役との定期的な会合等を通じて、監査役の監査の実効性を確保しております。

5．　グループ会社管理体制について

「関係会社管理規程」に基づき、当社は関係会社の決議事項及び業務の執行状況等の報告並びに必要に応じた報告を受け、要打合せ事項として設定している関係会社の重要な経営判断について事前に打合せを受けております。

内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象にしており、業務・会計両監査面において、その業務の適正性を把握しております。

また、監査役会として、当社に加え、関係会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックしております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,013,545	2,911,783	517,081	△53	5,442,356
当期変動額					
剰余金の配当	―	―	△144,762	―	△144,762
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	243,898	―	243,898
自己株式の取得	―	―	―	△122,553	△122,553
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	99,136	△122,553	△23,416
当期末残高	2,013,545	2,911,783	616,217	△122,606	5,418,939

項目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,093	2,093	549,041	5,993,492
当期変動額				
剰余金の配当	―	―	―	△144,762
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	243,898
自己株式の取得	―	―	―	△122,553
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,526	△5,526	△265,085	△270,611
当期変動額合計	△5,526	△5,526	△265,085	△294,028
当期末残高	△3,432	△3,432	283,956	5,699,463

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	10社
連結子会社の名称	アストマックス・トレーディング株式会社 アストマックス・エナジー・サービス株式会社 アストマックスえびの地熱株式会社 アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社 長万部アグリ株式会社 株式会社八戸八太郎山ソーラーパークSouth（匿名組合） 合同会社あくとソーラーパーク（匿名組合） くまもとんソーラープロジェクト株式会社（匿名組合） 九州再生可能エネルギー投資事業有限責任組合 合同会社霧島福山太陽光発電所（匿名組合）

第１四半期連結会計期間において、従来連結子会社であったアストマックス投信投資顧問株式会社の株式の一部をヤフー株式会社（現Ｚホールディングス株式会社）に追加譲渡したことにより、同社に対する持株比率が49.9％となったため、連結の範囲から除外しております。

第１四半期連結会計期間より、当社の連結子会社であるアストマックス・トレーディング株式会社を分割会社として新設されたアストマックスえびの地熱株式会社を新たに連結の範囲に含めております。

2．　持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数	２社
関連会社の名称	アストマックス投信投資顧問株式会社
	合同会社DAX（匿名組合）

第1四半期連結会計期間において、従来連結子会社であったアストマックス投信投資顧問株式会社（アセット・マネジメント事業）の株式の一部をヤフー株式会社に追加譲渡したことにより、同社に対する持株比率が49.9%となったため、新たに持分法適用の範囲に含めております。

3．　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

なお、組合等への出資を行うに際して、組合等の財産の持分相当額を「投資有価証券」として計上しております。

組合等が獲得した損益の持分相当額のうち、当初出資した金額までは「営業外損益」と「投資有価証券」に計上し、当初出資した金額を超える部分は「営業外損益」と「未収入金」に計上しております。

② デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産

製品　　主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　機械及び装置以外の有形固定資産については、定率法を採用しております。但し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、機械及び装置は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	７～42年
機械及び装置	６～17年
車両運搬具	２～ ７年
器具及び備品	４～10年

② 無形固定資産　　のれんについては、その支出の効果の発現期間（３年）に基づく定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金	従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
② インセンティブ給引当金	専門職従業員（ディーラー等）に対する報酬支給に備えるため、将来の報酬支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
③ 修繕引当金	再生可能エネルギー事業関連設備の定期的な大規模修繕に備えて、その支出見込額を次回の定期修繕までの期間に配分して計上しております。
④ 製品保証引当金	販売した製品に関する保証費用を合理的に見積り、今後支出が見込まれる金額を計上しております。
⑤ 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により計算した貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法	創立費及び開業費は、定額法（５年）により償却しております。
② 連結子会社の事業年度等に関する事項	全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
③ 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
④ 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。
⑤ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用	「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（未適用の会計基準等）

収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年３月31日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年３月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

時価の算定に関する会計基準等

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日）

・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

（2）適用予定日

2022年３月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保資産

担保に供している資産

現金及び預金	1,156,149千円
営業未収入金	46,510千円
その他の流動資産	45,118千円
建物及び構築物	285,354千円
機械及び装置	3,336,210千円
器具及び備品	2,143千円
長期差入保証金	4,200千円
資産合計	4,875,687千円

上記に対応する債務

短期借入金	680,000千円
長期借入金（1年内返済予定を含む）	3,286,935千円
債務合計	3,966,935千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　1,103,922千円

（連結損益計算書に関する注記）

1．減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　途	種　類	減損損失額
北海道山越郡長万部町	事業用資産	建物及び構築物、機械及び装置、器具及び備品、のれん	98,709千円

（資産のグルーピングの方法）

事業用資産については、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに減損損失の認識の判定及び測定を決定しております。

（減損損失に至った経緯）

事業用資産の収益性が低下したこと等に伴い当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能額の算定方法）

使用価値により測定しておりますが、上記の資産については、将来キャッシュ・フローが見込めないことから備忘価額により評価しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　13,160,300株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2019年4月24日取締役会	普通株式	利益剰余金	144,762	11円00銭	2019年3月31日	2019年6月27日

3．当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2020年5月1日取締役会	普通株式	利益剰余金	76,561	6円00銭	2020年3月31日	2020年6月26日

4．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	104	400,000	—	400,104

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加　400,000株

（金融商品に関する注記）

1．　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

連結子会社が営むディーリング事業において、商品先物を中心とするデリバティブ取引や相対取引を実行する上で必要とされる資金は、取引ブローカー等に対し取引証拠金として預け入れております。

また、アセット・マネジメント事業を営む持分法適用会社が運用業務を受託する投資信託に対し、シードマネーとして当社企業グループの自己資金を投入する場合もあります。

一時的な余裕資金に関する運用は、流動性確保と与信リスク回避を最優先し、短期的な銀行預金に限定しております。

資金調達は、銀行等金融機関より運転資金の短期資金借入及び再生可能エネルギー関連事業に係るプロジェクトファイナンスでの長期資金調達を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社企業グループが業務上対象とする金融商品は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。

主たる業務として行っているデリバティブ取引は、商品先物取引、通貨先物取引、株価指数先物取引及び商品先物オプション取引などがあります。

営業債権である営業未収入金は、その大半が電力取引関連事業の販売先に対する債権であり、販売先の信用リスクに晒されております。

営業債権である差入保証金のうち取引に係る証拠金は、海外ブローカーを介した国内清算機関及び海外清算機関への証拠金であり、信用リスクは低いものでありますが、当該証拠金を上回る余剰部分は分離保管義務があるものの取引ブローカーの信用リスクに晒されております。

当社企業グループが保有する時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の非上場株式及びアセット・マネジメント事業を営む持分法適用会社での新たな事業展開のためのシードマネーを投資したファンド等であり、非上場企業の信用リスク及びファンドの運用リスクに晒されております。

また、当社企業グループが保有する時価のある投資有価証券は、持分法適用会社が設定又は運用するファンド等への出資であり、当該ファンド等の運用成績如何によって、投下資本が上下するリスクを有しております。

さらに、海外取引所の会員権である外貨建ての出資金については、出資先の信用リスクに加え、為替の変動リスクを有しておりますが、保有する外貨建て資産の総額に相当する額を海外における先物取引市場でヘッジ取引を行うこと

により、短期的な為替の変動リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク及び流動性リスクの管理

当社企業グループは、主たる業務のひとつであるディーリング事業において、金融商品に係る市場リスク及び流動性リスクを最小限に抑制するために、ディーリング業務のリスク管理規程及びディーリング運用管理規程等の社内規程に従い厳格に管理しております。

なお、組織上リスクコントロールを担うセクション並びに取引ルール等を定める委員会組織を設置しております。委員会では、取引を行う事業部に対して許容可能なリスク量（取引枠）をあらかじめ定めるとともに、運用環境、当社財務状況等を勘案した運用枠等の見直しを行っております。リスクコントロールを担うセクションでは、社内規程及び委員会で定められた基準に従い、日次及びリアルタイムでのポジション管理等、厳格な運用モニタリングを行っております。

また、こうしたリスク管理に関する事項は、統計的データに集約し、月次ベースにて取締役会に報告しております。

② 信用リスクの管理

当社企業グループは、個別与信先の事業内容、成長性及び外部格付け機関による信用データ等を総合的に勘案した与信限度額の設定を行っており、与信先の新規設定、限度額の変更については、金額的重要性が高いものは取締役会で、金額的重要性が低いものは社内稟議にて決定されます。

なお、取引ブローカー等の取引先については、月次にて当該取引先の株価及び信用状況に関し取引する市場動向のチェックを行い経営陣に対して報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．　金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,468,572	3,468,572	―
(2) 営業未収入金	151,015	151,015	―
(3) 差入保証金	534,602	534,602	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	108,009	108,009	―
(5) 長期差入保証金	40,939	41,176	236
資産計	4,303,139	4,303,375	236
(1) 営業未払金	340,954	340,954	―
(2) 短期借入金	1,929,840	1,929,840	―
(3) 長期借入金（＊1)	3,301,935	3,308,374	6,439
負債計	5,572,729	5,579,168	6,439
デリバティブ取引（＊2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	727,500	727,500	―
②ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	727,500	727,500	―

（＊1）　１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含まれております。

（＊2）　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(3) 差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託については、基準価額によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、以下のとおりであります。

① その他有価証券

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	―	―	―
② 債券	―	―	―
③ その他	―	―	―
小計	―	―	―
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	―	―	―
② 債券	―	―	―
③ その他	108,009	112,500	△4,490
小計	108,009	112,500	△4,490
合計	108,009	112,500	△4,490

(注) 減損処理にあたっては時価が取得原価に比べ50％程度以上下落しているものについては、合理的な反証が無い限り、時価が取得原価まで回復する見込みの無い著しい下落とみなし、減損処理を行っております。また、50％程度以下の下落であっても、30％以上下落しているものについては、その下落状況が継続しているものについて、財政状態や営業状況を個別に検討し、時価が取得原価まで回復する可能性が乏しいと判断された場合は、減損処理することとしております。

② 当連結会計年度中に償還したその他有価証券

(単位：千円)

内容	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託	90,317	2,817	―

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 商品関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	先物取引				
	エネルギー				
	売建	5,160,996	—	975,385	975,385
	買建	3,585,200	—	△257,347	△257,347
	貴金属				
	売建	234,179	5,480	3,496	3,496
	買建	225,148	163,440	△1,036	△1,036
	ゴム				
	売建	8,419	—	12	12
	買建	8,170	—	△40	△40
合計		—	—	—	720,471

(注) 時価の算定方法

①国内市場の先物取引：㈱東京商品取引所の夜間取引終了後の残玉と㈱東京商品取引所が公表している夜間参考値等によっております。なお、電力先物については㈱東京商品取引所が公表している帳入値段によっております。

②海外市場の先物取引：各取引所の清算値段によっております。

※2019年9月17日に電力先物市場が試験上場されたことにより、㈱東京商品取引所における「石油市場」の名称が「エネルギー市場」に変更されております。これに伴い、これまで「石油」として開示していた集計単位に電力先物を加えたものを「エネルギー」として当連結会計年度より表示しております。

(b) 通貨関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	為替先物取引				
	売建	356,868	—	2,955	2,955
	買建	285,184	—	9,412	9,412
合計		—	—	—	12,367

(注) 時価の算定方法
海外市場の先物取引：各取引所の清算値段によっております。なお、海外商品先物銘柄に対する為替ヘッジ目的分については、ヘッジ対象商品のSettlement時点直近の価格となるように調整を行っております。

(c) 金利関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	292,310	233,850	△5,339	△5,339
合計		—	—	—	△5,339

(注) 時価の算定方法
取引先金融機関から提示された価格によっております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：千円)

内容	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式等（＊1）（＊2）	777,272
② 出資金（＊3）（＊4）	28,717
③ 長期差入保証金（＊5）	116,598

（＊1）非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（4）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。
（＊2）当連結会計年度において、非上場株式70,365千円の減損処理を行っております。
（＊3）出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。
（＊4）当連結会計年度において、出資金34,432千円の減損処理を行っております。
（＊5）長期差入保証金については、返還予定時期等を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）　金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年内	１年超 ５年内	５年超 10年内	10年超
現金及び預金	3,468,572	―	―	―
営業未収入金	151,015	―	―	―
差入保証金	534,602	―	―	―
長期差入保証金	―	40,939	―	―
合計	4,154,190	40,939	―	―

（注４）　社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	１年内	１年超 ２年内	２年超 ３年内	３年超 ４年内	４年超 ５年内	５年超
長期借入金	277,706	292,706	273,664	247,706	247,706	1,962,447

（１株当たり情報に関する注記）

（1）１株当たりの純資産額　424円41銭
（2）１株当たりの当期純利益金額　18円65銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,013,545	1,013,545	952,501	1,966,047	1,303,613	1,303,613
当期変動額						
剰余金の配当	―	―	―	―	△144,762	△144,762
当期純利益	―	―	―	―	613,157	613,157
自己株式の取得	―	―	―	―	―	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	―	―	468,395	468,395
当期末残高	2,013,545	1,013,545	952,501	1,966,047	1,772,008	1,772,008

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△53	5,283,153	1,953	1,953	5,285,106
当期変動額					
剰余金の配当	―	△144,762	―	―	△144,762
当期純利益	―	613,157	―	―	613,157
自己株式の取得	△122,553	△122,553	―	―	△122,553
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	△4,138	△4,138	△4,138
当期変動額合計	△122,553	345,841	△4,138	△4,138	341,703
当期末残高	△122,606	5,628,994	△2,184	△2,184	5,626,809

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券

時価のあるもの　　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

なお、組合等への出資を行うに際して、組合等の財産の持分相当額を「投資有価証券」として計上しております。

組合等が獲得した損益の持分相当額のうち、当初出資した金額までは「営業外損益」と「投資有価証券」に計上し、当初出資した金額を超える部分は「営業外損益」と「未収入金」に計上しております。

関係会社株式　　移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～15年
車両運搬具	２年
器具及び備品	４～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により計算した貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額　　11,622千円

2．保証債務

子会社であるアストマックス・トレーディング株式会社の金融機関からの借入金等に対して、次の債務保証枠を設定しております。

保証極度額	100,000千円
債務保証残高	―
差引額	100,000千円

子会社であるアストマックスえびの地熱株式会社の金融機関からの借入金等に対して、次の債務保証を行っております。

保証極度額	1,025,000千円
債務保証残高	989,000千円
差引額	36,000千円

3．取締役、監査役に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債務　　38千円

4．極度融資契約

当社は、グループ内資金の効率的な管理を行うため、以下グループ間での極度融資契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の貸出未実行残高は次のとおりです。

アストマックス・トレーディング株式会社

(貸出契約)

極度融資の総額：	3,500,000千円
貸出実行残高	2,420,000千円
差引額：	1,080,000千円

(損益計算書に関する注記)

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益　　222,266千円

営業費用　　4,635千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益　　178,589千円

営業外費用　　230千円

2．関係会社株式売却益

関係会社株式売却益は、従来連結子会社であったアストマックス投信投資顧問株式会社株式の一部売却に伴うものであります。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　400,104株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	3,628千円
未払事業税	9,606千円
未払法定福利費	546千円
未払退職金	5,868千円
敷金償却費	7,319千円
関係会社株式評価損	337,580千円
投資有価証券評価損	14,876千円
株式評価差額	1,375千円
その他	2,672千円
小計	383,472千円
評価性引当額	△383,472千円
繰延税金資産合計	—

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
受取配当金益金不算入額	△5.63%
住民税均等割額	0.22%
評価性引当額の増減額	5.80%
その他	△0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.93%

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注４）	科　目	期末残高
子会社	アストマックス・トレーディング株式会社	所有直接100%	役員の兼任（２名） 業務受託 資金の貸付 債務保証	業務受託手数料（注1）	112,800	—	—
				資金の貸付（注2）	1,240,000	関係会社短期貸付金	2,420,000
				資金の返済（注2）	1,100,000		
				利息の受取（注2）	14,044	関係会社未収収益	1,120
				連結納税に係る個別帰属額	62,235	関係会社未払金	62,235
子会社	アストマックス・エナジー・サービス株式会社	所有間接100%	役員の兼任（２名） 業務受託	連結納税に係る個別帰属額	9,399	関係会社未収入金	9,399
子会社	アストマックスえびの地熱株式会社	所有間接100%	役員の兼任（１名） 業務受託	資金の貸付(注2)	280,000	—	—
				債務保証(注3)	989,000	—	—
				連結納税に係る個別帰属額	10,162	関係会社未払金	10,162
子会社	アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社	所有間接100%	役員の兼任（１名） 業務受託	業務受託手数料（注1）	26,676	—	—
関連会社	アストマックス投信投資顧問株式会社	所有直接49.9%	役員の兼任（２名） 業務受託	業務受託手数料(注1)	62,790	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）取引条件及び取引条件の決定方針は、業務委託契約書において定めております。
金額については、当社における各業務担当者の業務寄与率等に基づき決定しております。

（注２）貸付金利については市場金利を勘案し、返済条件については個別に決定しております。
なお、担保の受け入れはありません。

（注３）金融機関からの借入金等に対して、当社が債務保証を行っております。
なお、保証料の受け入れはありません。

（注４）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

（1）１株当たりの純資産額　440円97銭

（2）１株当たりの当期純利益金額　46円88銭

（連結配当規制適用会社に関する注記）

当社は、連結配当規制の適用会社であります。